

『学生支援緊急給付金』の申込について【2次募集】

1. 関連資料

- ① 『学生支援緊急給付金』の申込について【2次募集】(本紙)
- ② 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き(学生・生徒用)
- ③ 学生支援緊急給付金申請書【様式1】
- ④ 学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書【様式2】

2. 事業の概要

今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を支給する事業です。

- (1) 支給金額:住民税非課税世帯の学生等は20万円、それ以外の世帯の学生は10万円
- (2) 支援対象:家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少しているなどの要件を満たしている人

3. 申込方法

学生支援緊急給付金を希望する学生は、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き(学生・生徒用)」を熟読した上で、所定の申請書類(証明書類含む)等一式を、学務グループに郵送若しくはメールで提出してください。

今回の募集は2次募集となります。既に1次募集(6月12日(金)15:00締切)で申請した方は対象となりませんので、ご注意ください。

4. 申込期間(本学の申込期間)

・**令和2年7月21日(火)15:00までに**学務グループに提出する。【必着】

いかなる理由であっても、締切後の受付はできませんので、必ず申込期間に提出してください。

5. 支給対象者の要件

(1) 以下の①～⑥を満たす者(留学生については、①～⑤及び⑦を満たす者)

- ① 家庭からの多額の仕送りを受けていない(※1)
- ② 原則として自宅外で生活をしている(※2)
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④ 家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む(※3))が大幅に減少(前月比(※4)の50%以上減少)している
- ⑥ 既存制度について、以下の条件のうちいずれかを満たす(※5)
 - 1) 高等教育の修学支援新制度(以下、新制度)の第Ⅰ区分の受給者
 - 2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 3) 新制度に申し込みをしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者

- 4) 新制度の対象外であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
- 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度を利用している者又は利用を予定している者
- ⑦ 留学生等(日本語教育機関の生徒を含む)については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。(「外国人留学生学修奨励費」等と同様)
 - 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が 2.30 以上であること
 - 2) 1 か月の出席率が 8 割以上であること
 - 3) 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること(入学金・授業料等は含まない。)
 - 4) 在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること

(※1)家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間 150 万円以上(授業料を含む)を目安とします。

(※2)自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類(アパート等の賃貸借契約書のコピー等)の提出が必要です。

(※3)あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

(※4)令和 2 年 1 月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。

(※5)第 I 区分、第 II 区分、第 III 区分とは、高等教育の修学支援新制度における、収入基準に基づく支援区分のことを指します。具体的な収入基準は以下のとおりです。

第 I 区分・・・あなたと生計維持者の市町村税所得割が非課税であること

第 II 区分・・・あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 100 円以上 25,600 円未満であること

第 III 区分・・・あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 25,600 円以上 51,300 円未満であること

(2)上記(1)を考慮した上で、経済的な理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者

6. 申込書類(申請書類)

【大学(学務グループ)への提出】

- ① 「学生支援緊急給付金申請書」【様式 1】
- ② 「誓約書」【様式 2】
- ③ その他の必要書類 ※申請の手引き(P.7)をご確認ください。

7. 申込の流れ

- (1) 申込関係書類の作成
- (2) 必要書類を学務グループへ提出 【令和 2 年 7 月 21 日(火)15:00 まで(必着)】
- (3) 大学で審査 【7 月 28 日(火)頃予定】
- (4) 審査結果を大学から日本学生支援機構へ提出
- (5) 日本学生支援機構から学生へ振込

8. 審査結果

審査結果については、支給要件に該当しない方及び大学からの推薦が得られなかった方へ(大学から)連絡することとし、支給要件を満たし大学からの推薦を得られた方への連絡は、学生支援機構からの口座振込みをもって、支給の通知に代えます。

※採用人数に限りがありますので、申請された方全員が採用されるものではありません。

9. 支給方法

日本学生支援機構から直接、申請者の本人名義の口座に振込まれます。本人名義の口座がない人は、給付金の申込みまでに口座を開設しておいてください。

また、利用できない金融機関もありますので、申請の手引き(P.4)で確認してください。

10. 注意事項

提出された申請書等に虚偽の記載があった場合には、不正受給となり、返還することになりますので、申請の手引きを確認しながら、漏れのないよう提出してください。

11. 不明な点、質問や相談などが生じたら、学務グループへ問い合わせてください。

<書類提出先・お問合せ先>

〒194-0292 東京都町田市相原町 2600 番地

東京家政学院大学 学務グループ

E-mail : gakusei@kasei-gakuin.ac.jp

<備考>メールの件名は、【学生支援緊急給付金について】としてください。

以上